





# 浄化槽管理者手帳

浄化槽は計画的な維持管理が必要です

-  正しい使用
-  保守点検
-  清掃
-  法定検査

三重県

# 浄化槽を正しく使い、川や海をきれいにしましょう

## 「快適な生活環境」と「水質の保全」のために

### 「浄化槽管理者手帳」について

- ◎浄化槽を正しく維持管理していただくため、必ずお読みください。
- ◎この手帳は、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の記録をつけられるようになっています。保守点検、清掃、法定検査を実施したときは、必ず必要事項を記入し、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関から交付された記録票とともに大切に保管してください。

### 浄化槽の設置から使用開始まで

#### 1 工事实施（浄化槽法第5条第2項、第3項）

浄化槽工事は、設置届けの日から10日（現場打ちの浄化槽は21日）を経過した後でなければ着手できないよう、制限されています。

この期間に、浄化槽の構造基準の適合状況や環境保全及び公衆衛生上の観点から、必要に応じて計画の変更や勧告を受けることがありますので、ご注意ください。

#### 2 機種、人槽の変更（浄化槽法第5条第1項）

浄化槽の機種や人槽を変更するときは、変更の手続きを行ってください。

（人槽とは、浄化槽の処理対象人員のことで、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。）

#### 3 保守点検の実施（浄化槽法第10条、環境省関係浄化槽法施行規則第5条）

浄化槽工事後の完成後は、使用開始前に第1回目の保守点検を受けてください。

浄化槽が正常に機能するか、水を張っていない状態での内部点検、水を張った状態で水漏れがないか等の、今後使用するうえで重要な保守点検です。

#### 4 浄化槽の使用開始報告（浄化槽法第10条の2）

浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、管轄する県の担当窓口（P.6に掲載）へ使用開始報告書を提出してください。（郵送でも結構です。）

### 浄化槽には計画的な維持管理が必要です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにする施設です。

浄化槽は、多少の故障や欠陥が生じても水は流れることから、浄化槽管理者（あなた）が知らないうちに悪臭が発生したり、十分に処理されない水が流れてしまうなど環境汚染の発生源になることがあります。浄化槽の機能を適切に保つためには、微生物の働きを維持し、故障などを早期に発見し適切に対処する必要があります。

このため浄化槽法では、浄化槽管理者に「保守点検」「清掃」「法定検査」を定期的実施するよう義務づけています。

## 浄化槽の保守点検と清掃

### 保守点検

浄化槽の正常な機能を維持するために、次の事項などを点検することとされています。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の使用状況。</li> <li>・ 流入管や放流管と浄化槽本体との接続状況。</li> <li>・ 槽内の装置、附属機器類の設置状況。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の水平の保持。</li> <li>・ 流入管における汚水の流れ方。</li> <li>・ 汚泥等の堆積や機器類の機能の状況。</li> </ul> |
|--|---|

浄化槽の正常な機能を維持するために、浄化槽内の装置や機器類の調整を行うとともに汚泥の堆積状況による清掃の時期の判断を行ないます。

保守点検を行うためには、浄化槽関係法規で技術上の基準が定められており、浄化槽に関する知識及び技術が必要です。一般的に知事の登録を受けた保守点検業者へ委託することとなります。

保守点検の年間回数は次の表のとおりですので、計画的に実施してください。

(通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。)

#### (1) 単独処理浄化槽の保守点検回数

人 槽 処理方式	20人以下	21人以上 300人以下	301人以上
全 ば っ 気 方 式	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上	1ヶ月に 1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 又は単純ばっ気方式	4ヶ月に 1回以上	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上
散 水 ろ 床 方 式 平 面 酸 化 床 方 式 又は地下砂ろ過方式	6ヶ月に1回以上		

#### (2) 合併処理浄化槽の保守点検回数

人 槽 処理方式	20人以下	21人以上 50人以下
分 離 接 触 ば っ 気 方 式 嫌 気 ろ 床 接 触 ば っ 気 方 式 脱 窒 ろ 床 接 触 ば っ 気 方 式	4ヶ月に 1回以上	3ヶ月に 1回以上
活 性 汚 泥 方 式	1週に1回以上	
回 転 板 接 触 方 式 接 触 ば っ 気 方 式 散 水 ろ 床 方 式	1 砂ろ過装置、 活性炭吸着装置 又は凝集槽を有 する浄化槽	1週に1回以上
	2 スクリーン及び 流量調整タンク 又は流量調整槽 を有する浄化槽 (1に掲げるものを除く)	2週に1回以上
	3 1及び2に掲げる 浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回以上

<注>スクリーン付着物の除去、および消毒剤の補充は表の回数にかかわらず必要に応じて行ってください。

### 保守点検業者

知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者で専門の知識を持った浄化槽管理士が置かれています。

登録業者については、三重県環境生活部のホームページ内「三重の環境（いろいろな名簿）」に掲載しています。(http://www.eco.pref.mie.lg.jp)

また、浄化槽の所在する市町役場又は県の担当窓口（P.6に掲載）でもご覧いただけます。

### 清 掃

浄化槽は、汚水を処理する過程で浄化槽内に汚泥やスカムが発生します。これらが溜まり過ぎると、浄化槽の機能に支障をきたし悪臭の原因になることがあります。

浄化槽の機能を十分発揮させるためには、浄化槽内に溜まった汚泥などを定期的に引き抜き、機器類の洗浄、清掃を行う必要があります。この作業を清掃といい、法律で清掃回数が定められています。

清掃を行うためには、浄化槽関係法規で技術上の基準が定められており、浄化槽に関する知識及び技術を必要とし、専用の機器や引き抜いた汚泥等の処理、処分が必要です。市町長の許可を受けた清掃業者に委託することとなります。

浄化槽の清掃回数

処 理 方 式	回 数
全ばっ気方式	6ヶ月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

### 清 掃 業 者

市町長の許可を受けた浄化槽清掃業者です。

## 浄化槽の法定検査

法定検査は、浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽が正しく設置されているか、保守点検、清掃が適切に実施されているか、それらの記録が保存されているか、などから浄化槽が正常に機能しているかを浄化槽設置現場において指定検査機関の検査員が総合的に判断する検査です。

また、この法定検査ではBOD検査を行い、浄化槽の機能が的確に発揮されているかを数値で把握するとともに公共用水域の水質保全に寄与していることを浄化槽管理者が実感していただけるような手法としています。

なお、検査の結果は、指定検査機関から浄化槽管理者と県の担当窓口（P.6に掲載）（四日市市及び大紀町においては役場）に送付されることになっています。検査結果をご覧のうえ、必要に応じて改善を行ってください。検査結果は3年間保存してください。

※BODとは生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標で、数値が大きいほど汚濁の程度が大きい事を示します。

※平成18年2月1日以降に設置された浄化槽について、浄化槽からの放流水の水質基準がBOD 20 mg / l 以下及びBOD除去率90%以上とすると浄化槽法で定められています。

### 7条検査【設置後の検査】

浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間（5ヶ月間）に水質に関する検査を受けて下さい。  
新設された浄化槽や、構造もしくは規模の変更を行った浄化槽を使用開始した場合に対象となる検査です。

### 11条検査【定期検査】

7条検査を受けたその後は1年に1回の検査を受けて下さい。

#### 指定検査機関

一般財団法人 三重県水質検査センター

所在地 津市栄町3丁目119番地 Tel 059-213-0707

<http://www.mieken-suisitukensasenter.or.jp>

## 維持管理時期の例

浄化槽を適正に維持管理していただくために、保守点検、清掃、法定検査の時期を例示しましたので参考にしてください。

以下の例は、処理対象人員が20人以下の浄化槽で、

分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式の単独処理浄化槽

分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式の合併処理浄化槽

の場合を想定したものです。

### 【1年目】

月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
維持管理作業	浄化槽の設置	浄化槽の使用開始			7条検査（法定検査）を受ける期間								
	使用前の保守点検					保守点検		7条検査		保守点検		清掃	

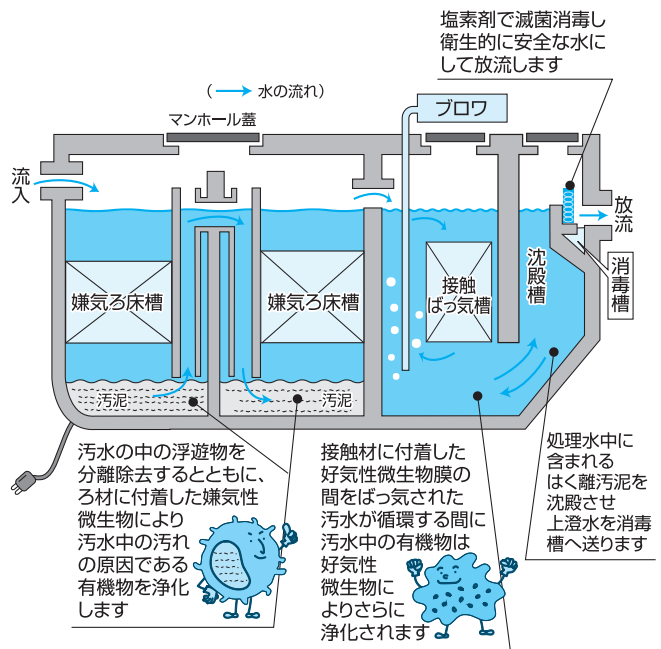
### 【2年目以降】


月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
維持管理作業	保守点検				保守点検		11条検査		保守点検		清掃	

## 浄化槽の種類と故障

浄化槽の種類	特 徴
合併処理浄化槽	トイレからのし尿だけでなく台所等からの生活雑排水も処理します。下水道の終末処理場と同等の処理能力をもっています。
高度処理型浄化槽	トイレからのし尿だけでなく台所等からの生活雑排水も処理します。合併処理浄化槽の特徴に加え、窒素、リン、BOD除去が高度に処理でき、より一層の水質汚濁防止、富栄養化防止に効果を発揮します。
単独処理浄化槽	トイレからのし尿は処理しますが、台所等からの生活雑排水は未処理のまま排出されます。平成12年の浄化槽法改正により公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽の新設は事実上禁止され、既設単独処理浄化槽を使用する者は、原則として、合併処理浄化槽への設置替え等に努めなければならないとされています。

浄化槽の構造の一例（嫌気ろ床接触ばっき方式）



故障等の状態	故障等の原因	処理方法
悪臭等がする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電源（コンセント）がはずれている。</li> <li>②清掃時期が過ぎている</li> <li>③プロアーのベルトが切れているかゆるんでいる</li> <li>④プロアーやモーターが故障している</li> <li>⑤送気管が破損している</li> <li>⑥送気量が少ない</li> <li>⑦薬品や洗剤を使用した</li> <li>⑧医薬品（抗生物質等）を常用している人がいる</li> <li>⑨微生物（汚泥）が生成していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コンセントを差し込む（場合によっては清掃する）</li> <li>② 清掃業者に依頼する</li> <li>①③④⑤⑥⑦⑧⑨ 保守点検業者にみてもらう</li> </ul>
浴室、台所に臭気がのぼる。	浄化槽の排水と風呂・台所の雑排水が一緒になる升から臭気が逆流する	逆流防止用の管（トラップ）をつける
便器が詰まって流れない。排水管が詰まる。	ラッパーカップでつまりをとる	

## 浄化槽の使用をやめたとき

### 浄化槽使用廃止の届出（浄化槽法第11条の2、第68条）

浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に県の担当窓口（P.6に掲載）へ届け出てください。（郵送でも結構です。）また、浄化槽清掃業者に委託し、浄化槽を清掃してください。



## 浄化槽についてのご相談は

浄化槽の所在地によって窓口が異なりますので、下の表をご覧ください。

### 県の担当窓口

事務所 課名	電話番号	浄化槽の所在する市町
桑名地域防災総合事務所 環境室 環境課 〒511-8567 桑名市中央町 5-71	0594-24-3624	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所 環境室 環境保全課 〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	059-352-0593	菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課 〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117	059-382-8675	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所 環境室 環境保全課 〒514-8567 津市桜橋 3-446-34	059-223-5083	津市
松阪地域防災総合事務所 環境室 環境課 〒515-0011 松阪市高町 138	0598-50-0530	松阪市、 多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所 環境室 環境課 〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	0595-24-8078	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局 環境室 環境課 〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5405	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、南伊勢町
紀北地域活性化局 環境室 環境課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3469	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局 環境室 環境課 〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6937	熊野市、御浜町、紀宝町

※四日市市、大紀町内の浄化槽のことは、役場担当課にお問い合わせください。

または、市町役場の担当課へお問い合わせください。

### 浄化槽法定検査に関するお問合せは

一般財団法人 **三重県水質検査センター** ☎ 059-213-0707

〒514-0004 津市栄町3丁目119番地  
<http://www.mieken-suisitukensasenter.or.jp>

## 浄化槽の正しい使い方 ～日頃の点検が大切です～

### 水はきちんと流してください。

使用水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。使用の限度、決められた量を流しましょう。



### 放流水は必ず消毒を!!

浄化槽の放流水には消毒が必要です。消毒剤は定期的に補充しましょう。(保守点検業者にお問合せ下さい。)



### 薬剤の使用は適切に

便器の掃除のさい劇薬や塩酸洗剤等を使わずに浄化槽内の微生物が死んで処理ができなくなります。



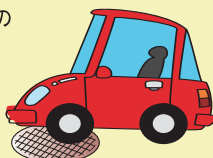
### トイレットペーパーをお使い下さい。

タバコの吸いがら、生理用品(雑物、ゴム製品)は絶対に入れないでください。



### マンホールの上に物を置かないで!!

点検、清掃や検査のときに不便です。



### 電源は絶対に切らないでください。

ばっ気型浄化槽で電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。



## 浄化槽法について

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにするため、浄化槽設置後の維持管理が非常に大切です。

このため浄化槽法では、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を図り生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽の設置・廃止、清掃、保守点検、法定検査など、浄化槽に関するルールが定められています。

### ● 浄化槽管理者の義務について

浄化槽法第10条では浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検・清掃をこの手帳の2頁の表の期間ごとに1回以上行うことと定められています。

### ● 浄化槽の法定検査について

浄化槽の機能が正常に維持され定められた放流水質を保つためには、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等が適切に実施されていることが非常に大切です。このため浄化槽法では、これらの状況を知事が指定した検査機関が検査するよう定められています。この検査には、使用開始の際受ける「設置後の水質に関する検査(7条検査)」とその後毎年受ける「定期検査(11条検査)」があります。

### ● 保守点検・清掃についての県の監督規定について

知事は、浄化槽の保守点検・清掃の技術上の基準にしたがって保守点検・清掃が行われていない場合は、保守点検・清掃について改善措置を命じ、または期間を定めて浄化槽の使用停止を命じることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

### ● 浄化槽の法定検査についての県の監督規定について

浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、知事は、法定検査を受けることを確保するために指導・助言をすることができ、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは勧告・命令をすることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

### ● 浄化槽使用休止の届出について

浄化槽の使用を休止したときは、浄化槽を清掃のうえ、知事に休止を届け出ることができます。休止の届出をした浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。休止している浄化槽の使用を再開したときは、知事に再開を届け出なければなりません。

### ● 浄化槽使用廃止の届出について

浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽を廃止した場合、浄化槽を廃止した日から30日以内に知事に届け出ることが定められ、届出をされなかったり虚偽の届出をされた場合の罰則規定が定められています。

## 維持管理の記録は大切に!!

保守点検、清掃、法定検査の記録は、まとめてわかりやすい場所に保管しましょう。3年間保存の義務があります。

保守点検票

清掃完了票

法定検査結果書

その他パンフレット等、すぐに取り出せるようにしましょう。